

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険給付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、介護保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険給付関係事務
②事務の概要	介護保険被保険者の資格管理、要介護・要支援認定の受給資格管理、保険料の賦課・徴収・処分管理、介護サービスの給付実績管理、国保連とのインターフェースの送受信管理を行う。 具体的には、 ①65歳以上の住民は1号被保険者として資格管理を行う。ただし、他市町村からの住所地特例者や適用除外者は、被保険者管理から除外する。また、40歳～64歳で介護サービスを受ける場合は、申請により2号被保険者として資格管理を行う。 ②要介護認定の申請・認定結果の登録と履歴の照会、厚生労働省の認定ソフトへの申請情報の送付、認定ソフトからの認定結果の取込を行う。 ③国保連への受給者資格、高額医療合算の審査に係る異動連絡票の送受信を行う。 ④介護保険料の賦課・徴収・滞納保険料に係る処分を行う。
③システムの名称	MCWEL、総合福祉WEL+、Acrocity、国保中央会伝送ソフト、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報、給付情報、賦課調定情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項 (情報照会の根拠) 項番131, 132
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 国東市国東町鶴川149番地 TEL0978-72-5160

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 高齢者支援係 国東市国東町鶴川149番地 TEL0978-72-5164
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	<p>情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別紙第二の第1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56/2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別紙第二 第93, 94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別紙第二の第1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56/2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別紙第二 第93, 94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事前	
令和5年7月31日	I 関連情報3法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第一 第68項	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報4法令上の根拠	<p>情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別紙第二の第1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56/2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別紙第二 第93, 94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の93, 94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報5①部署	高齢者支援課 高齢者支援係	高齢者支援課	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MCWEL、総合福祉WEL+、Acrocity、国保中央会伝送ソフト、中間サーバー	MCWEL、総合福祉WEL+、Acrocity、国保中央会伝送ソフト、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)	事後	システムの追加
令和6年12月20日	I 関連情報5評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長の役職名	高齢者支援課 高齢者支援課長	福祉課 福祉課長	事後	課名変更
令和6年12月20日	I 関連情報7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課 総務係	総務課 総務係 国東市国東町鶴川149番地 TEL0978-72-5160	事後	住所、電話番号追加
令和6年12月20日	I 関連情報8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高齢者支援課 高齢者支援係	福祉課 高齢者支援係 国東市国東町鶴川149番地 TEL0978-72-5164	事後	住所、電話番号追加
令和6年12月20日	I 関連情報 3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	番号法改正
令和6年12月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56/2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93, 94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項 (情報照会の根拠) 項番131, 132</p>	事後	
令和6年12月20日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和5年7月31日時点	令和5年11月29日時点	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策8. 判断の根拠		マイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従事者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策11. 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月20日	IVリスク対策11. 判断の根拠		毎年度、事務取扱者等の研修を実施している。	事後	